

## 交付図書の訂正について

令和5年10月27日付けで入札公告を行った「八戸自動車道 R6八戸管内舗装補修工事」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、訂正した交付図書は、競争参加資格申請者へ送付いたします。

令和5年12月14日

契約責任者

東日本高速道路株式会社

東北支社長 田仲 博幸

### 【訂正内容】

- ・入札公告（説明書）
- ・特記仕様書

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

別 添

## 正 誤 表

記載内容を次のとおり訂正します。

対象	訂正前	訂正後
入札公告（説明書） 2.入札手続き日程 2-13 入札書の提出 期限	<b>【提出期限】</b> 令和 5 年 12 月 20 日 16 時 00 分 ※共通入札公告 2-4 に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。	<b>【提出期限】</b> 令和 5 年 12 月 22 日 16 時 00 分 ※共通入札公告 2-4 に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。
入札公告（説明書） 2.入札手続き日程 2-14 開札日時	令和 5 年 12 月 21 日 15 時 00 分	令和 5 年 12 月 25 日 13 時 30 分

正 誤 表

特記仕様書

P12

(誤)

受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	1台※	八戸管理事務所 必要の都度	工事期間中
交通規制標識類	設計図で発注者から貸与したものの	1式		

※通行止め規制実施時のみ標識車2台貸与とする。

1.3. 残存物件に関する事項

1.3-1 発生する残存物件と引渡し方法

本工事で道路資産の撤去により発生する材料又は道路資産を構築するために使用された後に残存する材料（以下「残存物件」という）及びその引渡場所は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡しする場合にあたっては残存物件引渡書（様式-11）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	寸法等	数量	単位	引渡場所
伸縮装置	S=20	28.6	m	八戸IC敷地内
視線誘導標	反射体φ100単眼、支柱φ34	140	基	八戸IC敷地内
防護柵	Gr-A-4E	20	m	八戸IC敷地内

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含まれるものとし別途支払は行わないものとする。

1.3-2 残存物件の売却処分について

本特記仕様書1.3-1「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。監督員がこれを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

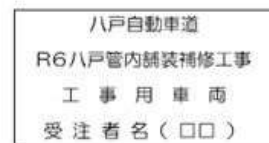
1.4. 保安に関する事項

1.4-1 工事用車両の区別

共通仕様書1-2.5-2「交通安全」(2)に規定している工事用車両と一般車両の区別をするため、以下に示す工事用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとする。なお、標示内容の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従わなければならないものとする。

また、高速道路の交通規制内へ出入りするすべての車両は、一般車両と識別できるよう黄色回転灯を備えたものとする。

◀工事用車両標示板参考図▶



材質：耐水合板、強化プラスチック、  
布製又はラミネート加工した印刷物等  
寸法：取付位置、車両の安全性を損なわず、かつ識別可能な寸法  
色彩：下地黄色、文字黒色  
字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、

(正)

受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	1台※	八戸管理事務所 必要の都度	工事期間中
交通規制標識類	設計図で発注者から貸与したものの	1式		

※通行止め規制実施時のみ標識車2台貸与とする。

1.3. 残存物件に関する事項

1.3-1 発生する残存物件と引渡し方法

本工事で道路資産の撤去により発生する材料又は道路資産を構築するために使用された後に残存する材料（以下「残存物件」という）及びその引渡場所は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡しする場合にあたっては残存物件引渡書（様式-11）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	寸法等	数量	単位	引渡場所
伸縮装置	S=30、50	29.4	m	八戸IC敷地内
視線誘導標	反射体φ100単眼、支柱φ34	140	基	八戸IC敷地内
防護柵	Gr-A-4E	20	m	八戸IC敷地内

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含まれるものとし別途支払は行わないものとする。

1.3-2 残存物件の売却処分について

本特記仕様書1.3-1「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。監督員がこれを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

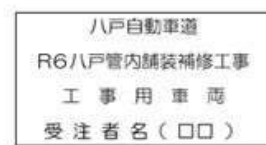
1.4. 保安に関する事項

1.4-1 工事用車両の区別

共通仕様書1-2.5-2「交通安全」(2)に規定している工事用車両と一般車両の区別をするため、以下に示す工事用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとする。なお、標示内容の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従わなければならないものとする。

また、高速道路の交通規制内へ出入りするすべての車両は、一般車両と識別できるよう黄色回転灯を備えたものとする。

◀工事用車両標示板参考図▶



材質：耐水合板、強化プラスチック、  
布製又はラミネート加工した印刷物等  
寸法：取付位置、車両の安全性を損なわず、かつ識別可能な寸法  
色彩：下地黄色、文字黒色  
字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、

正 誤 表

特記仕様書

P41

(誤)

ただし、材料規格試験を実施した塗料とロット番号が異なる塗料については、材料規格試験を実施したロット番号の塗料と同等の品質であることを各塗料メーカーが証明する検印のある証明書を添付し、材料規格試験を実施したロット番号の塗料と同等であることを確認する。なお、表-1の材料規格のガラスビーズ含有量、色彩（黄は除く）、タイヤ付着性、耐アルカリ性、鉛及びクロム含有量の試験については、日本工業規格 JIS K 5665「路面標示用塗料」の2種又は3種の公的機関の検印がある規格試験結果を転用してもよい。

また、日本工業規格 JIS K 5665「路面標示用塗料」の2種又は3種の塗料を使用する場合にあつては、公的機関又は JIS 認定工場の検印のある路面標示用塗料の規格試験結果の写しを監督員に提出し、確認を得なければいけない。公的機関又は JIS 認定工場での試験の結果は6ヶ月間有効とする。

25-10-3 施工

仮路面標示工を実施した箇所については、本特記仕様書8-1「作業抑制期間」、8-2「冬期休止期間」に示す期間の前に本施工を実施するものとする。なお、監督員から別途指示があった場合はこの限りではない。

25-10-4 支払

共通仕様書16-4-6「支払」に以下の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
16-(7)	路面標示工	
	路面標示 J I S 規格型 D 1	m2
	路面標示 J I S 規格型 E 1	m2

25-11 視線誘導標撤去設置工

25-11-1 種別及び発生材の処理方法

共通仕様書16-9-2「種別及び発生材の処理方法」に示す種別は次のとおりとする。

単価表の項目	種別	新設する視線誘導標の標準図集番号	発生材の処理方法
視線誘導標撤去設置工 A	中央分離帯にある既設の視線誘導標を撤去し新品の視線誘導標を設置するもの	視線誘導標A2-3	特記仕様書13「残存物件に関する事項」に基づき行う

25-11-2 支払

共通仕様書16-9-6「支払」に以下の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
16-(20)	視線誘導標撤去設置工 A	

(正)

ただし、材料規格試験を実施した塗料とロット番号が異なる塗料については、材料規格試験を実施したロット番号の塗料と同等の品質であることを各塗料メーカーが証明する検印のある証明書を添付し、材料規格試験を実施したロット番号の塗料と同等であることを確認する。なお、表-1の材料規格のガラスビーズ含有量、色彩（黄は除く）、タイヤ付着性、耐アルカリ性、鉛及びクロム含有量の試験については、日本工業規格 JIS K 5665「路面標示用塗料」の2種又は3種の公的機関の検印がある規格試験結果を転用してもよい。

また、日本工業規格 JIS K 5665「路面標示用塗料」の2種又は3種の塗料を使用する場合にあつては、公的機関又は JIS 認定工場の検印のある路面標示用塗料の規格試験結果の写しを監督員に提出し、確認を得なければいけない。公的機関又は JIS 認定工場での試験の結果は6ヶ月間有効とする。

25-10-3 施工

仮路面標示工を実施した箇所については、本特記仕様書8-1「作業抑制期間」、8-2「冬期休止期間」に示す期間の前に本施工を実施するものとする。なお、監督員から別途指示があった場合はこの限りではない。

25-10-4 支払

共通仕様書16-4-6「支払」に以下の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
16-(7)	路面標示工	
	路面標示 J I S 規格型 D 1	m2
	路面標示 J I S 規格型 E 1	m2

25-11 視線誘導標撤去設置工

25-11-1 種別及び発生材の処理方法

共通仕様書16-9-2「種別及び発生材の処理方法」に示す種別は次のとおりとする。

単価表の項目	種別	新設する視線誘導標の標準図集番号	発生材の処理方法
視線誘導標撤去設置工 A	中央分離帯にある既設の視線誘導標を撤去し新品の視線誘導標を設置するもの	視線誘導標A2-3	特記仕様書13「残存物件に関する事項」に基づき行う

25-11-2 支払

共通仕様書16-9-6「支払」に以下の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
16-(20)	視線誘導標撤去設置工 A	基

正 誤 表

特記仕様書

P44

(誤)

25-14 交通規制工

25-14-1 種別

共通仕様書19-3-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	内 容
車線規制 L×N×MA	貸与した標識車を使用し「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制を行うものをいう。
車線規制 L×N×MB	受注者持ちの標識車を使用し「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制を行うものをいう。
車線規制（昼夜連続） L×N×M×JA	貸与した標識車を使用し「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制を昼夜連続で行うものをいう。
車線規制（昼夜連続） L×M×N×JB	受注者持ちの標識車を使用し「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制を昼夜連続で行うものをいう。
その他規制 A	八戸ICの1方向2車線ランプ部の1車線規制を昼行うものをいう。
その他規制 B	一戸ICの1方向1車線ランプ部の半車線規制を昼行うものをいう。
その他規制（昼夜連続）A	八戸ICの1方向2車線ランプ部の1車線規制を1回当たり1昼夜間の昼夜連続で行うものをいう。
通行止め規制 A	八戸自動車道・青森線八戸JCT～八戸北IC間、百石道路八戸北IC～下田百石IC間の通行止め規制を1回当たり1夜間（20時～翌6時）行うことをいう。

(正)

25-14 交通規制工

25-14-1 種別

共通仕様書19-3-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	内 容
車線規制 L×N×MA	貸与した標識車を使用し「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制を行うものをいう。
車線規制 L×N×MB	受注者持ちの標識車を使用し「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制を行うものをいう。
車線規制（昼夜連続） L×N×M×JA	貸与した標識車を使用し「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制を昼夜連続で行うものをいう。
車線規制（昼夜連続） L×M×N×JB	受注者持ちの標識車を使用し「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制を昼夜連続で行うものをいう。
その他規制 A	貸与した標識車を使用し八戸ICの1方向2車線ランプ部の1車線規制を昼行うものをいう。
その他規制 B	貸与した標識車を使用し一戸ICの1方向1車線ランプ部の半車線規制を昼行うものをいう。
その他規制（昼夜連続）A	貸与した標識車を使用し八戸ICの1方向2車線ランプ部の1車線規制を1回当たり1昼夜間の昼夜連続で行うものをいう。
通行止め規制 A	貸与した標識車2台及び受注者持ちの標識車を使用し八戸自動車道・青森線八戸JCT～八戸北IC間、百石道路八戸北IC～下田百石IC間の通行止め規制を1回当たり1夜間（20時～翌6時）行うことをいう。



正 誤 表

特記仕様書

P62

(誤)

- 仮設防護柵の設置の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (2) 仮設防護柵存置の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m・月当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設防護柵の賃料等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (3) 多仮設防護柵撤去の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設防護柵の撤去の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特-(12)	仮設防護柵工	
	仮設防護柵設置	m
	仮設防護柵存置	m・月
	仮設防護柵撤去	m

25-27 路上作業安全講習に関する事項

25-27-1 定義

路上作業安全講習とは、高速道路の路上作業における作業従事者の心得を工事関係者間で確認し共有するために行う講習をいう。

25-27-2 路上作業安全講習の内容等

路上作業安全講習の内容等は次のとおりとする。

- (1) 受講者数 1回あたり50人以内
- (2) 講 師 株式会社ネクスコ・パトロール東北 社員
- (3) 費 用 1回あたり20万円(消費税及び地方消費税相当額含まず)
- (4) 実 施 日 別途監督員より指示
- (5) 講習場所 別途監督員より指示
- (6) 受講回数 受講対象者にあつては、1回受講
- (7) 内 容

項 目	内 容	所要時間
安全講話	高速道路上の交通規制内作業時における心構え、危険性の認知、異常事象事例及びその対応方法	1.5時間
実技訓練	高速道路上の交通規制内作業時における車両乗降方法、資機材の荷降ろし・荷揚げ方法、発炎筒の使用 方法、旗振り及び合図方法	1.0時間
上記に加え、質疑応答等も含め、全体で3.0時間		

(正)

- 仮設防護柵の設置の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (2) 仮設防護柵存置の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m・月当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設防護柵の賃料等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (3) 仮設防護柵撤去の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設防護柵の撤去の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特-(12)	仮設防護柵工	
	仮設防護柵設置	m
	仮設防護柵存置	m・月
	仮設防護柵撤去	m

25-27 路上作業安全講習に関する事項

25-27-1 定義

路上作業安全講習とは、高速道路の路上作業における作業従事者の心得を工事関係者間で確認し共有するために行う講習をいう。

25-27-2 路上作業安全講習の内容等

路上作業安全講習の内容等は次のとおりとする。

- (1) 受講者数 1回あたり50人以内
- (2) 講 師 株式会社ネクスコ・パトロール東北 社員
- (3) 費 用 1回あたり20万円(消費税及び地方消費税相当額含まず)
- (4) 実 施 日 別途監督員より指示
- (5) 講習場所 別途監督員より指示
- (6) 受講回数 受講対象者にあつては、1回受講
- (7) 内 容

項 目	内 容	所要時間
安全講話	高速道路上の交通規制内作業時における心構え、危険性の認知、異常事象事例及びその対応方法	1.5時間
実技訓練	高速道路上の交通規制内作業時における車両乗降方法、資機材の荷降ろし・荷揚げ方法、発炎筒の使用 方法、旗振り及び合図方法	1.0時間
上記に加え、質疑応答等も含め、全体で3.0時間		

正 誤 表

<p>特記仕様書 P63</p>	<p style="text-align: center;">(誤)</p> <p>なお、路上作業安全講習は、共通仕様書1-25-1(5)に示す、当該月の安全に関する研修・訓練等に含まないものとする。</p> <p><b>25-27-3 受講対象者</b> 受講対象者は、次のとおりとする。 (1) 交通規制内で作業を行う者 (2) 交通規制出入口を監視する者(交通監視員・交通誘導警備員) (3) 主任(監理)技術者 (4) 保全安全管理者</p> <p><b>25-27-4 路上作業安全講習計画書等の提出</b> 受講にあたっては、路上作業安全講習の内容及び時期を記載した計画書を監督員へ提出するものとする。また、路上作業安全講習後に、路上作業安全講習受講終了証及び参加者名簿を監督員へ提出するものとする。</p> <p><b>25-27-5 数量の検測</b> 路上作業安全講習の数量の検測は、設計数量(回)で行うものとする。</p> <p><b>25-27-6 支 払</b> 路上作業安全講習の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う路上作業安全講習を受講するために必要な費用で諸経費を含めたすべての費用を含むものとする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>単価表の項目</u></td> <td style="text-align: center;"><u>検測の単位</u></td> </tr> <tr> <td>特-(13) 路上作業安全講習</td> <td style="text-align: center;"><span style="border: 2px solid yellow; display: inline-block; width: 20px; height: 15px;"></span></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">63</p>	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>	特-(13) 路上作業安全講習	<span style="border: 2px solid yellow; display: inline-block; width: 20px; height: 15px;"></span>
<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>				
特-(13) 路上作業安全講習	<span style="border: 2px solid yellow; display: inline-block; width: 20px; height: 15px;"></span>				
	<p style="text-align: center;">(正)</p> <p>なお、路上作業安全講習は、共通仕様書1-25-1(5)に示す、当該月の安全に関する研修・訓練等に含まないものとする。</p> <p><b>25-27-3 受講対象者</b> 受講対象者は、次のとおりとする。 (1) 交通規制内で作業を行う者 (2) 交通規制出入口を監視する者(交通監視員・交通誘導警備員) (3) 主任(監理)技術者 (4) 保全安全管理者</p> <p><b>25-27-4 路上作業安全講習計画書等の提出</b> 受講にあたっては、路上作業安全講習の内容及び時期を記載した計画書を監督員へ提出するものとする。また、路上作業安全講習後に、路上作業安全講習受講終了証及び参加者名簿を監督員へ提出するものとする。</p> <p><b>25-27-5 数量の検測</b> 路上作業安全講習の数量の検測は、設計数量(回)で行うものとする。</p> <p><b>25-27-6 支 払</b> 路上作業安全講習の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う路上作業安全講習を受講するために必要な費用で諸経費を含めたすべての費用を含むものとする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>単価表の項目</u></td> <td style="text-align: center;"><u>検測の単位</u></td> </tr> <tr> <td>特-(13) 路上作業安全講習</td> <td style="text-align: center;"><span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 20px; height: 15px; text-align: center;">回</span></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">63</p>	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>	特-(13) 路上作業安全講習	<span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 20px; height: 15px; text-align: center;">回</span>
<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>				
特-(13) 路上作業安全講習	<span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 20px; height: 15px; text-align: center;">回</span>				

正 誤 表

特記仕様書

P64

(誤)

25-28 割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書 第1章 表1-3「割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次の通りとする。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
工所用機械運搬費	切削オーバーレイ工及び路面切削工に関わる質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。
はく離抵抗試験費	高粘度改質アスファルト及び特殊改質アスファルトを用いない表層・基層・レベリング層に使用する混合物のはく離抵抗性の確認に必要な水浸ホイールトラッキング試験に要する費用をいう。試験方法は NEXCO 試験法 244 とし、1 試験当たりの供試体枚数は 2 枚とする。
敷鉄板設置・撤去費	浄法寺 I C 雪氷管理施設施工時の作業ヤード整備のための敷鉄板の設置、存置及び撤去に要する費用をいう。
残アスファルト合材等の取り除き費	路面切削工において橋梁部のレベリング層を含めた改良を実施する場合における、路面切削後の床版面に残ったアスファルト合材や防水工の撤去に要する費用をいう。
事前コア採取費	舗装修繕工事において施工開始前に実施する舗装部のコア未採取箇所のコア採取に要する費用をいう。コア採取は、舗装調査・試験法便覧 G005 の試験法に基づき、土工部においては舗装表面から上層路盤（アスファルト安定処理混合物層）の下面まで、φ10cm のコアを採取する。 コア採取孔は、アスファルト混合物(基層用混合物)で埋め戻し、舗装体として十分に機能するよう復旧するものとする。 なお、採取ピッチは 100m 毎に 3 本とし、これに要する交通規制、交通監視員費は含むものとし、共通仕様書第 19 章「交通規制工」に準じて実施するものとする。
試験舗装費	良好なアスファルト表層工等の施工を仕上げるために敷均し、締固め方法等を検討することを目的に行う舗装をいい、在来舗装の切削、切削、舗装廃材の処理、混合物の製造、運搬及び舗設、瀝青材散布、工所用機械運搬等に要する費用をいう。
仮路面標示工費	橋梁部において既設のセンターライン路面標示が施工に伴い消滅するような場合に、視線誘導として速乾性を有する常温型トラフィックペイントで仮路面標示を設置する費用をいう。(幅 5 cm)
切削廃材敷均し費	切削オーバーレイ工 (t = 4 cm) B、切削オーバーレイ工 (t = 5 cm) T B、切削オーバーレイ工 K II (t = 10 cm) B、切削オーバーレイ工 K II (t = 10 cm) T B、切削オーバーレイ工 A s b (t = 11 cm) B、路面切削工 B 1 及び、路面切削工 B 2 において搬出された切削廃材の自治体置場での現場敷均しに要する費用をいう。

62

(正)

25-28 割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書 第1章 表1-3「割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次の通りとする。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
工所用機械運搬費	切削オーバーレイ工及び路面切削工に関わる質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。
はく離抵抗試験費	高粘度改質アスファルト及び特殊改質アスファルトを用いない表層・基層・レベリング層に使用する混合物のはく離抵抗性の確認に必要な水浸ホイールトラッキング試験に要する費用をいう。試験方法は NEXCO 試験法 244 とし、1 試験当たりの供試体枚数は 2 枚とする。
敷鉄板設置・撤去費	浄法寺 I C 雪氷管理施設施工時の作業ヤード整備のための敷鉄板の設置、存置及び撤去に要する費用をいう。
残アスファルト合材等の取り除き費	路面切削工において橋梁部のレベリング層を含めた改良を実施する場合における、路面切削後の床版面に残ったアスファルト合材や防水工の撤去に要する費用をいう。
事前コア採取費	舗装修繕工事において施工開始前に実施する舗装部のコア未採取箇所のコア採取に要する費用をいう。コア採取は、舗装調査・試験法便覧 G005 の試験法に基づき、土工部においては舗装表面から上層路盤（アスファルト安定処理混合物層）の下面まで、φ10cm のコアを採取する。 コア採取孔は、アスファルト混合物(基層用混合物)で埋め戻し、舗装体として十分に機能するよう復旧するものとする。 なお、採取ピッチは 100m 毎に 3 本とし、これに要する交通規制、交通監視員費は含むものとし、共通仕様書第 19 章「交通規制工」に準じて実施するものとする。
試験舗装費	良好なアスファルト表層工等の施工を仕上げるために敷均し、締固め方法等を検討することを目的に行う舗装をいい、在来舗装の切削、切削、舗装廃材の処理、混合物の製造、運搬及び舗設、瀝青材散布、工所用機械運搬等に要する費用をいう。
仮路面標示工費	橋梁部において既設のセンターライン路面標示が施工に伴い消滅するような場合に、視線誘導として速乾性を有する常温型トラフィックペイントで仮路面標示を設置する費用をいう。(幅 5 cm)
切削廃材敷均し費	切削オーバーレイ工 (t = 4 cm) B、切削オーバーレイ工 (t = 5 cm) T B、切削オーバーレイ工 K II (t = 10 cm) B、切削オーバーレイ工 K II (t = 10 cm) T B、切削オーバーレイ工 A s b (t = 11 cm) B、路面切削工 B 1 及び、路面切削工 B 2 において搬出された切削廃材の自治体置場での現場敷均しに要する費用をいう。

64



特記仕様書

P65

(誤)

26. 補足事項

26-1 設計図書の変更及び追加について

下記に示す事項については、現在関連機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性がある。受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員が指示した場合、速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- (1) 舗装補修範囲外の事前コア採取、橋梁補修範囲外の橋梁部試料採取工を追加する場合がある。
- (2) 切削後の路盤の状況により路盤の置換え及びクランク抑制シールを追加する場合がある。
- (3) 舗装補修工施工時の開口部設置のため車線区分柵の撤去再設置を追加する場合がある。

26-2 工事記録の作成及び提出について

- (1) 共通仕様書1-5-1-2に規定する工事記録作成要領は、令和5年7月版とする。
- (2) 受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届(様式-1-3)」をしゅん功届提出予定の2週間前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。
- (3) 工事記録収集システムに関する問合せ先は、東日本高速道路株式会社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

26-3 無線電話等の使用

受注者は業務の実施に当たって無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。

26-4 緊急時の協力業務

工事関係者が、高速道路等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇、又は落下物等を発見した場合には、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線などによる道路管制センターへの通報
- (2) 発煙筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除

26-5 工事開始前安全検討会への出席について

受注者は、工事の安全か・円滑な施工ならびに関係者間における情報の共有を目的として八戸管理事務所工事安全協議会で開催する「工事開始前安全検討会」(以下「検討会」という。)に出席するものとする。

なお、本工事に対する検討会に際しては、受注者は工事の概要、施工方法、安全対策(交通規制及び交通監視員の配置計画、光通信ケーブル等損傷事故防止対策等)、その他監督員の指示する事項について記載した資料を作成するものとする。ただし、これに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いを行わないものとする。

(正)

26. 補足事項

26-1 設計図書の変更及び追加について

下記に示す事項については、現在関連機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性がある。受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員が指示した場合、速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- (1) 舗装補修範囲外の事前コア採取、橋梁補修範囲外の橋梁部試料採取工を追加する場合がある。
- (2) 切削後の路盤の状況により路盤の置換え及びクランク抑制シールを追加する場合がある。
- (3) 舗装補修工施工時の開口部設置のため車線区分柵の撤去再設置を追加する場合がある。

26-2 工事記録の作成及び提出について

- (1) 共通仕様書1-5-1-2に規定する工事記録作成要領は、令和5年7月版とする。
- (2) 受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届(様式-1-3)」をしゅん功届提出予定の2週間前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。
- (3) 工事記録収集システムに関する問合せ先は、東日本高速道路株式会社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

26-3 無線電話等の使用

受注者は業務の実施に当たって無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。

26-4 緊急時の協力業務

工事関係者が、高速道路等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇、又は落下物等を発見した場合には、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線などによる道路管制センターへの通報
- (2) 発煙筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除

26-5 工事開始前安全検討会への出席について

受注者は、工事の安全か・円滑な施工ならびに関係者間における情報の共有を目的として八戸管理事務所工事安全協議会で開催する「工事開始前安全検討会」(以下「検討会」という。)に出席するものとする。

なお、本工事に対する検討会に際しては、受注者は工事の概要、施工方法、安全対策(交通規制及び交通監視員の配置計画、光通信ケーブル等損傷事故防止対策等)、その他監督員の指示する事項について記載した資料を作成するものとする。ただし、これに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いを行わないものとする。

正 誤 表

特記仕様書 P66	<p style="text-align: center;">(誤)</p> <p><b>26-6 遠隔立会</b>                  本工事は、遠隔立会を行うものとする。                  遠隔立会とは、受注者、発注者双方で行う工事目的物の品質管理、出来形管理等に係る試験、検査等及びこれら試験、検査等における立会いを必要とする作業に関し、デジタル通信等技術を活用し遠隔地からの試験、検査等の立会い（以下、「遠隔立会」という。）の実施により、受注者、発注者相互の業務・作業の効率化を図ると共に、契約の適正な履行として施工履歴管理を目的とし、ウェブカメラやモバイルPC、タブレット及びスマートフォン等のデバイスを活用した遠隔からの立会を行うものである。                  遠隔立会の対象は以下に規定する立会いを対象とし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。</p> <p><b>【遠隔立会対象】</b>                  土木工事共通仕様書1-30（検査及び立会い）</p> <p><b>【打合せや協議等】</b>                  工程打合せや条件変更に係る協議、設計打合せ等においても、テレビ会議システム等を積極的に実施するものとする。</p> <p style="text-align: center; border: 2px solid yellow; width: 30px; margin: 0 auto;">64</p>
	<p style="text-align: center;">(正)</p> <p><b>26-6 遠隔立会</b>                  本工事は、遠隔立会を行うものとする。                  遠隔立会とは、受注者、発注者双方で行う工事目的物の品質管理、出来形管理等に係る試験、検査等及びこれら試験、検査等における立会いを必要とする作業に関し、デジタル通信等技術を活用し遠隔地からの試験、検査等の立会い（以下、「遠隔立会」という。）の実施により、受注者、発注者相互の業務・作業の効率化を図ると共に、契約の適正な履行として施工履歴管理を目的とし、ウェブカメラやモバイルPC、タブレット及びスマートフォン等のデバイスを活用した遠隔からの立会を行うものである。                  遠隔立会の対象は以下に規定する立会いを対象とし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。</p> <p><b>【遠隔立会対象】</b>                  土木工事共通仕様書1-30（検査及び立会い）</p> <p><b>【打合せや協議等】</b>                  工程打合せや条件変更に係る協議、設計打合せ等においても、テレビ会議システム等を積極的に実施するものとする。</p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; width: 30px; margin: 0 auto;">66</p>